

健感発 0 2 2 2 第 2 号  
平成 2 5 年 2 月 2 2 日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項  
及び第 1 4 条第 2 項に基づく届出の基準等の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 3 8 号）が本日公布されたところである。

この改正を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項及び第 1 4 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 1 8 年 3 月 8 日健感発第 0 3 0 8 0 0 1 号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」について、別添新旧対照表のとおり改正することとした。

また、「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での発生について」（平成 25 年 1 月 30 日健感発 0130 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づく情報提供の依頼は、この改正の施行に伴い終了することとする。

以上、ご了知の上、関係機関に周知願いたい。

なお、本改正については、平成 2 5 年 3 月 4 日から施行する。

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～4（略）</p> <p>第5 四類感染症</p> <p>1～13（略）</p> <p><u>14 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）</u></p> <p><u>(1) 定義</u> ブニヤウイルス科フレボウイルス属の重症熱性血小板減少症候群（Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome: SFTS）ウイルスによる感染症である。</p> <p><u>(2) 臨床的特徴</u> 主に SFTS ウイルスを保有するマダニに刺咬されることで感染する。 潜伏期間は6～14日。発熱、消化器症状（嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血）を主徴とし、時に、頭痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状などを伴う。 血液所見では、血小板減少（10万/mm<sup>3</sup>未満）、白血球減少（4000/mm<sup>3</sup>未満）、血清酵素（AST、ALT、LDH）の上昇が認められる。致死率は10～30%程度である。</p> <p><u>(3) 届出基準</u></p> <p><u>ア 患者（確定例）</u> 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から重症熱性血小板減少症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、重症熱性血小板減少症候群患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。</p> <p><u>イ 無症状病原体保有者</u> 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、重症熱性血小板減少症候群の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～4（略）</p> <p>第5 四類感染症</p> <p>1～13（略）</p> <p>（新規）</p>

れ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、重症熱性血小板減少症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、重症熱性血小板減少症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、重症熱性血小板減少症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液、咽頭拭い
PCR法による病原体の遺伝子の検出	液、尿
ELISA法又は蛍光抗体法による抗体の検出（IgM抗体の検出又はペア血清による抗体陽転若しくは抗体価の有意の上昇）	血清
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	

1.5 腎症候性出血熱 (略)

1.6 西部ウマ脳炎 (略)

1.7 ダニ媒介脳炎 (略)

1.8 炭疽 (略)

1.9 チクングニア熱 (略)

2.0 つつが虫病 (略)

2.1 デング熱 (略)

1.4 腎症候性出血熱 (略)

1.5 西部ウマ脳炎 (略)

1.6 ダニ媒介脳炎 (略)

1.7 炭疽 (略)

1.8 チクングニア熱 (略)

1.9 つつが虫病 (略)

2.0 デング熱 (略)

2.2 東部ウマ脳炎 (略)

2.3 鳥インフルエンザ (略)

2.4 ニパウイルス感染症 (略)

2.5 日本紅斑熱 (略)

2.6 日本脳炎 (略)

2.7 ハンタウイルス肺症候群 (略)

2.8 Bウイルス病 (略)

2.9 鼻疽 (略)

3.0 ブルセラ症 (略)

3.1 ベネズエラウマ脳炎 (略)

3.2 ヘンドラウイルス感染症 (略)

3.4 発しんチフス (略)

3.4 ボツリヌス症 (略)

3.5 マラリア (略)

3.6 野兎病 (略)

3.7 ライム病 (略)

3.8 リッサウイルス感染症 (略)

3.9 リフトバレー熱 (略)

2.1 東部ウマ脳炎 (略)

2.2 鳥インフルエンザ (略)

2.3 ニパウイルス感染症 (略)

2.4 日本紅斑熱 (略)

2.5 日本脳炎 (略)

2.6 ハンタウイルス肺症候群 (略)

2.7 Bウイルス病 (略)

2.8 鼻疽 (略)

2.9 ブルセラ症 (略)

3.0 ベネズエラウマ脳炎 (略)

3.1 ヘンドラウイルス感染症 (略)

3.2 発しんチフス (略)

3.3 ボツリヌス症 (略)

3.4 マラリア (略)

3.5 野兎病 (略)

3.6 ライム病 (略)

3.7 リッサウイルス感染症 (略)

3.8 リフトバレー熱 (略)

4.0 類鼻疽 (略)

4.1 レジオネラ症 (略)

4.2 レプトスピラ症 (略)

4.3 ロッキー山紅斑熱 (略)

第6～7 五類感染症

3.9 類鼻疽 (略)

4.0 レジオネラ症 (略)

4.1 レプトスピラ症 (略)

4.2 ロッキー山紅斑熱 (略)

第6～7 五類感染症



新

旧

別記様式 1 ～ 3 (略)

別記様式 1 ～ 3 (略)

別記様式 4 - 1 ～ 4 - 1 3 (略)

別記様式 4 - 1 ～ 4 - 1 3 (略)

別記様式 4 - 1 4

(新規)

別記様式 4 - 1 4

重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市・特別区長) 殿
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。)
の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名
報告年月日 平成 年 月 日
(署名又は記名押印のこと)
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

Table with 6 columns: 1 診断(検査)した者(死体)の類型, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢(0歳は月齢), 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名

Table with 2 columns: 11 症状, 12 診断方法, 13 初診年月日, 14 診断(検査)年月日, 15 感染したと推定される年月日, 16 発病年月日, 17 死亡年月日, 18 感染原因・感染経路・感染地域, 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のため

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

別記様式 4 - 1 5 腎症候性出血熱 (略)

別記様式 4 - 1 6 西部ウマ脳炎 (略)

別記様式 4 - 1 7 ダニ媒介脳炎 (略)

別記様式 4 - 1 8 炭疽 (略)

別記様式 4 - 1 9 チクングニア熱 (略)

別記様式 4 - 2 0 つつが虫病 (略)

別記様式 4 - 2 1 デング熱 (略)

別記様式 4 - 2 2 東部ウマ脳炎 (略)

別記様式 4 - 2 3 鳥インフルエンザ (略)

別記様式 4 - 2 4 ニパウイルス感染症 (略)

別記様式 4 - 2 5 日本紅斑熱 (略)

別記様式 4 - 2 6 日本脳炎 (略)

別記様式 4 - 2 7 ハンタウイルス肺症候群 (略)

別記様式 4 - 2 8 Bウイルス病 (略)

別記様式 4 - 2 9 鼻疽 (略)

別記様式 4 - 3 0 ブルセラ症 (略)

別記様式 4 - 3 1 ベネズエラウマ脳炎 (略)

別記様式 4 - 3 2 ヘンドラウイルス感染症 (略)

別記様式 4 - 1 4 腎症候性出血熱 (略)

別記様式 4 - 1 5 西部ウマ脳炎 (略)

別記様式 4 - 1 6 ダニ媒介脳炎 (略)

別記様式 4 - 1 7 炭疽 (略)

別記様式 4 - 1 8 チクングニア熱 (略)

別記様式 4 - 1 9 つつが虫病 (略)

別記様式 4 - 2 0 デング熱 (略)

別記様式 4 - 2 1 東部ウマ脳炎 (略)

別記様式 4 - 2 2 鳥インフルエンザ (略)

別記様式 4 - 2 3 ニパウイルス感染症 (略)

別記様式 4 - 2 4 日本紅斑熱 (略)

別記様式 4 - 2 5 日本脳炎 (略)

別記様式 4 - 2 6 ハンタウイルス肺症候群 (略)

別記様式 4 - 2 7 Bウイルス病 (略)

別記様式 4 - 2 8 鼻疽 (略)

別記様式 4 - 2 9 ブルセラ症 (略)

別記様式 4 - 3 0 ベネズエラウマ脳炎 (略)

別記様式 4 - 3 1 ヘンドラウイルス感染症 (略)



別記様式4-33 発しんチフス (略)

別記様式4-34 ボツリヌス症 (略)

別記様式4-35 マラリア (略)

別記様式4-36 野兎病 (略)

別記様式4-37 ライム病 (略)

別記様式4-38 リッサウイルス感染症 (略)

別記様式4-39 リフトバレー熱 (略)

別記様式4-40 類鼻疽 (略)

別記様式4-41 レジオネラ症 (略)

別記様式4-42 レプトスピラ症 (略)

別記様式4-43 ロッキー山紅斑熱 (略)

別記様式5～7 (略)

別記様式4-32 発しんチフス (略)

別記様式4-33 ボツリヌス症 (略)

別記様式4-34 マラリア (略)

別記様式4-35 野兎病 (略)

別記様式4-36 ライム病 (略)

別記様式4-37 リッサウイルス感染症 (略)

別記様式4-38 リフトバレー熱 (略)

別記様式4-39 類鼻疽 (略)

別記様式4-40 レジオネラ症 (略)

別記様式4-41 レプトスピラ症 (略)

別記様式4-42 ロッキー山紅斑熱 (略)

別記様式5～7 (略)